

公益財団法人島根県老人クラブ連合会会長表彰要綱

1 趣 旨

本県における老人クラブ事業に功労のあった者及び組織活動の優秀な老人クラブで功績が顕著なもの、また老人クラブ事業に協力援助した者（団体）に対し、その功績を顕彰するため、しまね県民福祉大会において公益財団法人島根県老人クラブ連合会会長（以下「本会会長」という。）が、これを表彰し、また感謝の意を表する。

2 表彰の対象

本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 一般功労者表彰
- (2) 優良老人クラブ表彰
- (3) 優良グループ・サークル表彰
- (4) 永年勤続者表彰

3 表彰の資格

本会会長が表彰するものの資格は、次の各号に定めた条件を具備するものとする。但し、既往において本会会長又は老人クラブについての功績顕著の故をもって県知事から表彰を受けたもの、また上位の表彰及び褒章等を受賞したものは除く。

なお、(1) 及び (2) に該当する表彰資格者は、市町村老人クラブ連合会会長から表彰を受けたもの又は老人クラブについての功績顕著の故をもって市町村長もしくは市町村社会福祉協議会会長から表彰を受けたものとする。

(1) 一般功労者表彰

老人クラブの運営指導に満10年以上従事した者であって、その功績が顕著であり、他の範とするに足るもの。なお、既往において功績のあった者も含む。

(2) 優良老人クラブ表彰

単位老人クラブ、地区老人クラブ連合会、支部老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会において、クラブ結成後満10年以上を経過し、その組織活動が優秀であり地域社会の福祉増進に貢献し他の範とするに足るもの。

(3) 優良グループ・サークル表彰

老人クラブ会員で組織するグループ又はサークルが、結成後満5年以上を経過し、その活動が優秀であり地域社会の福祉増進に貢献し他のグループ又はサークルの範とするに足るもの。

(4) 永年勤続者表彰の資格

老人クラブ連合会の職員として、在職期間が通算10年以上である者で他の範とするに足るもの。

4 感謝の対象

本会会長が感謝の意を表するものは、次の号に定めるものを対象とし、既往において老人クラブ事業で県知事及び本会会長の感謝を受けたものは除く。

(1) 援助者（団体）

老人クラブの事業に対し格別の協力或いは援助を行い、その功績が顕著であるもの。

5 表彰の数

表彰の数については、本会会長が別に定める。

6 候補者の推薦

- (1) 各市町村老人クラブ連合会会長は、この要綱に定める表彰及び感謝に該当するものを候補者として、別添様式により推薦すること。
- (2) 推薦にあたっては、各所要事項について厳密に調査し、詳細かつ明確に記載すること。
- (3) 候補者の氏名は戸籍の通り楷書で正確に記入すること。
- (4) 推薦書の提出後に記載事項の変更及び相違が判明した場合は、遅滞なくその旨を本会まで報告すること。
- (5) 候補者には、審査の結果による採否の通知があるまで極秘の取扱いとすること。
- (6) 本会会長は、前記にかかわらず候補者を推薦することができる。

附 則 この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年6月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年5月29日から施行する。